

自宅・宿泊療養者への往診等、 算定可能に

厚生労働省は2月26日付で、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その36）」を、地方厚生（支）局や都道府県に宛てて事務連絡した。

在宅医療の部（調剤においては薬学管理料の節）に掲げる診療報酬点数のうち、算定できる患者を、「通院が困難な者であることまたは疾病・負傷等のために通院による療養が困難な者」としているものについて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、「宿泊施設または居宅もしくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者（自宅・宿泊療養を行っている者）」である場合には、その対象となるとしている。

また、自宅・宿泊療養を行っている者またはその看護に当たっている者から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連した訴えで往診を緊急に求められた場合、速やかに往診しなければならないと判断してこれを行った場合、緊急往診加算を算定できるとした。

同様に、主治医の指示に基づき訪問看護ステーションまたは保険医療機関が緊急に訪問看護を実施した場合も、緊急訪問看護加算が算定できるとした。

この際、特別管理加算等の算定も可能と示した。

さらに、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、在宅酸素療法に関する指導管理を行った場合、在宅酸素療法指導管理料2「その他の場合」（2400点）を算定できるとした。

この際、酸素ボンベ加算、酸素濃縮装置加算、液化酸素装置加算、呼吸同調式デマンドバルブ加算または在宅酸素療法材料加算について、使用した場合には算定できることも示した。

コロナワクチンの 副反応疑い例の公表方針決める

厚生労働省の「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会」（部会長＝森尾友宏・東京医科歯科大学発生発達病態学分野小児科教授）と「薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会」（岡田・埼玉県立小児医療センター病院長）は2月26日、合同で会合を開き、新型コロナウイルスワクチン接種での副反応疑い報告の取り扱い方針を決めた。

この日厚労省は、副反応疑い報告の今後の公表方針について提案。死亡・アナフィラキシー事例の場合は、当面それぞれ発生が判明した時点で速やかに公表し、直近に開催される合同部会で評価を行うとした。

死亡・アナフィラキシー以外の事例では、この日の合同部会以降、合同部会の度に公表するとした。なお、未知の事象が高頻度に報告された場合は別途対応を検討する。

さらに死亡等の事例も、合同部会でそれぞれ1度評価を行った以降は、発生時ではなく、それぞれ合同部会の度に死亡・アナフィラキシー以外の報告事例と併せて公表するとした。

合同部会は、これらの提案を了承した。

医療情報③
厚生労働省
通知

重症者の退院基準を一部改正 ～2月25日付で都道府県等に宛てて通知

厚生労働省は2月25日付で、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院および就業制限の取り扱いについて（一部改正）」を、都道府県等に宛てて通知した。

通知では、人工呼吸器等による治療（人工呼吸器管理または体外式心肺補助〈ECMO〉管理）を行った場合の退院に関する基準について、以下を、「病原体を保有していないこと」として差し支えないとしている。

- ▼発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合（ただし発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じる）
- ▼発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

医療情報④
日本医師会
定例記者会見

研究用抗原検査キットの市販、 「大きな問題」

日本医師会（日医、中川俊男会長）は2月25日の定例記者会見で、インターネットやドラッグストアなどで販売されている、唾液による新型コロナウイルスの抗原検査キットについて、憂慮する見解を示した。

会見で今村聡副会長は、「感染症の検査を目的としているものの、医療用ではない（薬事承認されていない）研究用の抗原検査キットが、インターネットやドラッグストアなどで販売されている」と指摘。購入者がこれにより感染の有無の判断ができると誤認する可能性があり、「公

衆衛生学的にも、感染対策としても極めて大きな問題」との認識を示した。

そのうえで、以下の4点を見解として表明した。

- ▼医療に供する、薬事承認された体外診断薬を販売するものに対しては、医療機関以外へ販売しないよう、厚生労働省による指導を徹底すべき
- ▼感染症法の適用範囲については、薬事承認の有無を問わず、感染症に関連した検査用製品の販売まで適用対象を拡大すべき
- ▼こうした法的な対応が取られるまでの間は、感染症法第16条の2の理念を踏まえ、感染症に係る研究資材を製造販売している企業は、販売先および販売数を厚労省に対して報告する
- ▼こうした製品を現に使用している者は、症状の有無、使用した結果にかかわらず医療機関に相談する

医療情報⑤
厚生労働省
事務連絡

「研究用抗原検査キット」で 事務連絡

厚生労働省は2月25日付で、「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原検査キットに係る留意事項について（周知依頼）」を、都道府県等に宛てて事務連絡した。

事務連絡ではまず、新型コロナウイルス抗原の有無を測定する検査キットのうち、診断を目的とせず研究用と称する製品（研究用抗原検査キット）が、ドラッグストア、インターネット等を通じて広告・販売されている事例があると指摘。

これに対し、以下の3点を周知するよう求めている。

- ▼「研究用抗原検査キット」は、医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律に基づく承認を受けたものではなく性能等が確認されたものではないこと、また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の罹患の有無を調べるために必要な検査の種類や検査結果の取り扱いは各検査の特性・性能等に基づき医学的に判断する必要があることから、消費者の自己判断により、COVID-19の罹患の有無を調べる目的で使用すべきでないこと
- ▼発熱等の症状がある方で、COVID-19の罹患が疑われる場合には、受診相談センターまたは医療機関に相談すること
- ▼発熱等の症状が無い方が、COVID-19に関する検査の受検を希望する場合には、自己負担

で受ける検査（自費検査）を提供する医療機関を受診するか、提携医療機関を有する自費検査を提供する機関において COVID-19 に関する検査を受検すること

医療情報⑥
厚生労働省
事務連絡

感染症対策の特例加算、 外来 5 点、入院 10 点

厚生労働省は 2 月 26 日付で、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて（その 35）」を、地方厚生（支）局や都道府県に宛てて事務連絡した。

事務連絡ではまず、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴い、すべての患者および利用者の診療等で、特に手厚い感染症対策を要すると指摘。4 月から 9 月までの診療分について、特に必要な感染症対策を講じたうえで診療等を実施した場合、外来・在宅では、以下を、また入院では「入院感染症対策実施加算」を算定できるとした。

- ① 「医科外来等感染症対策実施加算」
- ② 「歯科外来等感染症対策実施加算」
- ③ 「調剤感染症対策実施加算」
- ④ 「訪問看護感染症対策実施加算」

まず①では、以下について、医科外来等感染症対策実施加算（5 点）を算定できるとした。

- ▼初診料
- ▼再診料（注 9 に規定する電話等による再診を除く）
- ▼外来診療料
- ▼小児科外来診療料
- ▼外来リハビリテーション診療料
- ▼外来放射線照射診療料
- ▼地域包括診療料
- ▼認知症地域包括診療料
- ▼小児かかりつけ診療料
- ▼救急救命管理料
- ▼退院後訪問指導料
- ▼在宅患者訪問診療料（Ⅰ・Ⅱ）
- ▼在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料
- ▼在宅患者訪問点滴注射管理指導料
- ▼在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料
- ▼在宅患者訪問薬剤管理指導料
- ▼在宅患者訪問栄養食事指導料
- ▼在宅患者緊急時等カンファレンス料
- ▼精神科訪問看護・指導料

同様に②では、以下について、歯科外来等感染症対策実施加算（5 点）を算定可能。

- ▼初診料
- ▼再診料（注 7 に規定する電話等による再診を除く）

- ▼ 歯科訪 問診療料
- ▼ 訪問歯科衛生指導料
- ▼ 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- ▼ 在宅患者緊急時等カンファレンス料

さらに③では、以下について、調剤感染症対策実施加算（4点）を算定可能。

- ▼ 調剤基本料（1、2、3）
- ▼ 調剤基本料の注 2
- ▼ 調剤基本料の注 8 の規定により分割調剤を行う場合（2 回目以降の調剤について算定する点数）
- ▼ 調剤基本料の注 9 の規定により分割調剤を行う場合（同）
- ▼ 調剤基本料の注 10 の規定により分割調剤を行う場合に算定する点数
- ▼ 外来服薬支援料
- ▼ 服用薬剤調整支援料
- ▼ 在宅患者訪問薬剤管理指導料
- ▼ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料
- ▼ 在宅患者緊急時等共同指導料
- ▼ 服薬情報等提供料
- ▼ 経管投薬支援料

また④では、訪問看護療養費の「訪問看護基本療養費」「精神科訪問看護基本療養費」について、30 回の訪問につき 1500 円を、訪問看護感染症対策実施加算としてさらに算定できるとした。

■入院は10点／日を算定可

入院については、以下について、特に必要な感染予防策を講じたうえで診療を行った場合、入院感染症対策実施加算として 1 日につき 10 点をさらに算定できるとした。

- ▼ 医科点数表の第 1 章第 2 部第 1 節に規定する入院基本料
- ▼ 医科点数表の第 1 章第 2 部第 3 節に規定する特定入院料
- ▼ 医科点数表の第 1 章第 2 部第 4 節に規定する短期滞在手術等基本料
- ▼ 歯科点数表の第 1 章第 2 部第 1 節に規定する入院基本料
- ▼ 歯科点数表の第 1 章第 2 部第 3 節に規定する特定入院料
- ▼ 歯科点数表の第 1 章第 2 部第 4 節に規定する短期滞在手術等基本料

■小児外来の特例評価、9月まで継続

昨年 12 月 15 日付で適用した、6 歳未満の乳幼児に対する外来診療で、必要な感染予防策を講じて診療した場合に医科で 100 点を算定できるとする特例評価について、「2021 年度の取り扱いについては予算編成過程で検討する」とされてきた。

これについて事務連絡では、9 月診療分まで継続することを明示している。

新型コロナワクチン、 配送スケジュール示す

厚生労働省は2月24日付で、「高齢者向け接種を実施するための新型コロナワクチンの出荷について（予告）」を、都道府県に宛てて事務連絡した。

事務連絡では、高齢者接種について、4月12日から接種を開始できるよう、4月5日の週に100箱（1万9500バイアル）を配布するとした。

人口上位の東京都、神奈川県、大阪府の3都府県に2箱、他の道府県は1箱ずつとし、1回目の接種分として合計50箱、2回目の接種分として合計50箱を合わせて配送する。

5万人程度の高齢者の2回分に相当するという。

さらに、4月12日の週には500箱（9万7500バイアル）を配送するとした。

人口の多い3都府県にそれぞれ20箱（3900バイアル）、それ以外の44道府県にはそれぞれ10箱（1950バイアル）。25万人程度の高齢者の2回分に相当する。

4月19日の週には、同様に2回分のワクチンとして、3都府県にそれぞれ20箱（3900バイアル）、それ以外の44道府県にそれぞれ10箱（1950バイアル）の合計500箱（9万7500バイアル）を配送。4月26日の週から、「全国すべての市区町村に行き渡る数量のワクチンを配送したい」としている。

ワクチン接種会場の アドレナリン製剤で事務連絡

厚生労働省は2月25日付で、「予防接種会場での救急対応に用いるアドレナリン製剤の供給等について」を、都道府県に宛てて事務連絡した。事務連絡では、アナフィラキシー発生時の補助治療として使用可能なアドレナリン製剤として、以下の3剤を示した。

- ▼アドレナリン注0.1%シリンジ「テルモ」（1mL）
- ▼エピペン®注射液0.15mg（注）／エピペン®注射液0.3mg（マイランEPD）
- ▼ボスミン®注1mg（第一三共）

そのうえで、救急用品として具備するアドレナリン製剤は、病院等では原則としてアンプル製剤（ボスミン®注1mg）またはシリンジ製剤（アドレナリン注0.1%シリンジ「テルモ」）によることを想定。特設会場等については、エピペン®注射液0.3mgも想定されるとした。

また、エピペン®注射液0.3mgについて、製造販売業者から一定数の無償提供の申し出が

あったとし、当該無償提供分の取り扱いとして以下を示した。

- ①エピペン®注射液 0.3mg は、原則として自治体が設置する特設会場等に具備する場合に無償提供される
- ②当該無償提供を希望する場合、注文数の上限は、概ね接種対象人口 1 万人あたり 1 本程度を目安に、予め定められていること。ただし、人口にかかわらずすべての市町村について 1 本の注文は可能。また、上限の範囲内であれば、複数回に分けて注文することも可能
- ③当該無償提供を希望する市町村は、製造販売業者が用意する専用の Web サイトを通じて注文
- ④無償提供に関し不明な点等については、製造販売業者の窓口※に照会する

※マイラン EPD 合同会社 エピペン提供サポートセンター
電話 0120-336-037（月～土 9 時～18 時、日祝祭日を除く）
e-mail : epn-teikyo@eppharmaline.co.jp

医療情報⑨
厚生労働省
国土交通省

人口 1000 人未満の 離島などの接種、柔軟に

厚生労働省と国土交通省は 2 月 26 日付で、「離島等における新型コロナウイルスワクチン接種の取り扱いについて」を、都道府県に宛てて事務連絡した。

高齢者（2021 年度中に 65 歳以上となる人）の人口が概ね 500 人程度未満の離島や市町村（複数の市町村で共同で接種体制を構築する場合を除く）では、接種を希望する高齢者数を上回るワクチンの供給が得られた場合には、高齢者に対する接種時期であっても、接種順位にかかわらず、高齢者以外の接種対象者を対象に接種を行うこととして差し支えないこととしている。これを、総人口が概ね 1000 人程度未満の離島や市町村も同様の取り扱いとするよう示した。

医療情報⑩
厚生労働省
事務連絡

新型コロナ抗原検査キット 2 件を保険適用

厚生労働省は 3 月 2 日付で、「疑義解釈資料の送付について（その 59）」を、地方厚生（支）局や都道府県に宛てて事務連絡した。

SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出を実施する際に用いるものとして、3月2日付で薬事承認された「クイック チェイサー Auto SARS-CoV-2」（ミズホメディー）と「富士ドライケム IMMUNO AG カートリッジ COVID-19 Ag」（同）について、同日から保険適用となると示した。

医療情報⑪

3月3日
現在

国内の COVID-19 死者数、8000 人目前に

厚生労働省のまとめによると、日本国内の新型コロナウイルスへの感染状況は、3月3日零時時点で、前日より888人増えて、合わせて43万4356人となった。

このうち、チャーター便による帰国者が15人、空港等検疫が2240人、国内事例が43万2101人。国内の死者は、前日から51人増えて7984人となった。

すでに退院している人は、前日より1219人増えて41万3334人となった。

入院治療を要する1万2789人のうち、人工呼吸器装着または集中治療室に入室している重症者は、前日から6人減って407人だった。

3月1日までの国内（国立感染症研究所、検疫所、地方衛生研究所・保健所等）のPCR検査の実施件数は869万9616件だった。

3月3日零時時点での都道府県別の感染者数は、東京都が11万2029人（死亡1400人）で最も多く、次いで大阪府の4万7260人（死亡1123人）、神奈川県が4万5035人（死亡683人）、埼玉県の2万9509人（死亡581人）、千葉県の2万6609人（死亡461人）などとなっている。

■米国の感染者数、3000万人が視野に

厚労省のまとめ(図表)によると、3月3日15時時点の世界の新型コロナウイルスへの感染状況について、米国では感染者が2871万人あまりに達した。死者数は約51万6000人となった。インドでは、感染者が約1114万人に達し、死亡者は約15万7000人。

ブラジルでは感染者数が約1065万人、死者は約25万7000人。

このほか感染者が100万人を超えているのは、ロシア、英国、フランス、スペイン、イタリアなどの合わせて21カ国、10万人を超えているのは日本を含め、合わせて83の国と地域。

感染者が1万人を超えているのは135の国と地域だった。

ヨーロッパでは、ロシアで感染者が約422万人に達したほか、英国で約420万人となっている。

フランスでは約384万人、スペインで約313万人、イタリアで約296万人、ドイツでは

約 246 万人となった。さらに、ポーランドで約 172 万人、ウクライナで約 141 万人、チェコで約 125 万人、オランダで約 111 万人となった。

中南米では、ブラジルのほか、コロンビアで約 226 万人、アルゼンチンで約 212 万人、メキシコで約 210 万人、ペルーで約 134 万人の感染が確認されている。

アジアでは、インドのほかインドネシアで感染者が約 135 万人となったほか、パキスタンで約 58 万人、フィリピンで約 58 万人、バングラデシュで約 55 万人となっている。

中東地域では、イランで感染者が約 165 万人となったほか、イラクでも約 70 万人となっている。アフリカ諸国では、南アフリカで感染者が約 151 万人に達した。また、モロッコで感染者が約 48 万人となっている。

(図表)国別の感染者・死亡者の状況

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
米国	28,718,025	516,476	イスラエル	785,218	5,790
インド	11,139,516	157,346	ベルギー	774,344	22,141
ブラジル	10,646,926	257,361	イラク	703,778	13,458
ロシア	4,220,291	85,458	スウェーデン	669,113	12,882
英国	4,200,700	123,530	パキスタン	583,916	13,013
フランス	3,843,241	87,373	フィリピン	580,442	12,369
スペイン	3,130,184	69,801	スイス	558,622	10,005
イタリア	2,955,434	98,288	バングラデシュ	547,316	8,423
トルコ	2,723,316	28,706	モロッコ	484,159	8,645
ドイツ	2,462,061	70,926	セルビア	466,885	4,475
コロンビア	2,259,599	59,972	オーストリア	462,769	8,605
アルゼンチン	2,118,676	52,192	ハンガリー	435,689	15,188
メキシコ	2,097,194	187,187	ヨルダン	402,282	4,756
ポーランド	1,719,708	44,008	アラブ首長国連邦	396,771	1,253
イラン	1,648,174	60,267	レバノン	380,036	4,805
南アフリカ	1,514,815	50,271	サウジアラビア	378,002	6,505
ウクライナ	1,405,394	27,650	パナマ	342,019	5,871
インドネシア	1,347,026	36,518	スロバキア	311,002	7,388
ペルー	1,338,297	46,894	マレーシア	304,135	1,141
チェコ	1,252,242	20,701	ベラルーシ	289,136	1,993
オランダ	1,111,364	15,775	エクアドル	286,725	15,850
カナダ	878,051	22,043	ネパール	274,294	2,777
チリ	832,512	20,684	ジョージア	271,379	3,532
ルーマニア	808,040	20,509	カザフスタン	264,178	3,170
ポルトガル	805,647	16,389	ブルガリア	252,029	10,391